

仕様書

1 業務名

令和4年度家庭教育普及啓発業務

2 業務の背景・目的

親等が各家庭で子どもに対して行う教育（以下「家庭教育」という）は、全ての教育の出発点であり、子どもが家族とのふれ合いを通して、人間形成の基礎を育むうえで、極めて重要な役割を担う。

本市では、昭和39年度から「家庭教育学級」、平成23年度から「親育ち応援団事業」をそれぞれ実施し、家庭教育の普及等に積極的に取り組んできた。また、札幌市学校教育の重点においても、さっぽろっ子「学び」のスキームの活用により、学校・家庭・地域の連携による取組を推進しているところである。

しかしながら、核家族化の進行や、共働き世帯の増加など家庭環境の多様化を背景として、仕事や子育てのため時間に余裕がなく、家庭教育に関する学習機会を十分に確保することが困難な親も多い。

このような背景から、平成30年度に、ウェブサイト「さっぽろ家庭教育ナビ」を開設し、インターネットを通じて、家庭教育について考える機会を提供してきた。

本業務では、「さっぽろ家庭教育ナビ」を中心にインターネットの活用により、家庭教育について多様な学習機会の提供を図り、子育て世代の親等を中心に、より多くの市民へ、家庭教育の重要性を発信することを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務内容

実施内容は、主に下記(1)、(2)の項目とするが、具体的に着手する内容は、原則として企画提案書に沿って委託者と受託者が協議・調整を行うこととする。

また、受託者は下記項目に係る製作、企画・運営等一切の業務を行い、それに係る費用の支払いを行うこととする。

なお、「さっぽろ家庭教育ナビ」の更新に当たっては、別紙の「構築要件」等を満たすこと。

[URL] さっぽろ家庭教育ナビ

<https://www2.city.sapporo.jp/kyoiku/katei-kyoiku-navi/>

(1) さっぽろ家庭教育ナビに掲載する動画の作成

ウェブサイト「さっぽろ家庭教育ナビ」に掲載する動画の作成を行うこと。動画については、家庭教育の重要性を効果的に周知・拡散できるような内容とし、動画の視聴により家庭における気づきや、学びを提供できるものとする。

また、動画の掲載にあたっては、委託者が札幌市公式YouTubeにアップロードし、受託者はそのリンクをウェブサイトで公開できるよう、関連するページの

更新を行うこと。

動画の内容は下記ア～ウに示すいずれかの項目に沿った内容とし、動画の尺や本数は別に示す予算規模を考慮の上、検討すること。

ア ウェブサイトのコンテンツ「家庭教育賢人の教え」の記事内容等を参考に、家庭における具体的な事例をもとに、視聴者の共感を得て家庭教育の大切さに気付くことのできる物語調の内容とした動画

イ 訴求力の高いタレント等を活用し、自らの子育ての体験をもとに、家庭教育の重要性や素晴らしさを発信するとともに、視聴者に対し家庭教育の学習を促す動画

ウ 家庭教育の実践的な知識・技術を学習でき、短時間で視聴できる講座を配信する動画

(2) 講演会のオンライン配信

主に子育て世代の親等を対象に、家庭教育を充実させるヒントを発信する「親育ち応援団講演会」を、コロナ禍において市民が自宅等で気軽に学習できる機会とするため、オンライン配信にて実施するべく、企画・運営及び開催周知等の準備を行うこと。

また業務の検討にあたっては下記の内容を考慮するとともに、ウェブサイト「さっぽろ家庭教育ナビ」との連動についても検討すること。

ア 実施方法

オンラインにて生配信又は録画した動画の配信を行うこと。配信手法を検討するとともに、必要な機材の調達や配信場所の確保を行うこと。

また、配信後、録画した動画を一定期間視聴できるようにすること。

イ 講師等の手配

講師については、子育ての分野等において著名であり、子育て世代の興味・関心を引く話題性のある人物とすること。

また、必要に応じて司会を手配すること。

ウ 実施時期

令和4年11月～令和5年2月

エ 実施回数

1回 ※実施後も一定の期間、録画した動画を視聴できるようにすること

オ 開催周知等

主に子育て世代の親等を対象に多くの市民に視聴してもらえよう、効果的な広報・周知を行うこと。

(3) その他

ア 本業務の履行にあたり、業務の管理及び統括を行う者（以下「統括責任者」という。）を1名配置すること。

イ 委託者と各業務に関する打ち合わせ、報告、連絡、相談及び提案を行う際は、原則として統括責任者が出席するものとする。

ウ 業務内容を検討するに当たっては、下記「5 これまでの主な取組」も参考とすること。特に、各家庭に配布している令和4年度札幌市学校教育の重点（概要

版)を確認し、さっぽろっ子「学び」のススメの視点を活かした内容を盛り込むこと。

5 これまでの主な取組

(1) さっぽろっ子「学び」のススメの活用

平成 29 年度から毎年、「さっぽろっ子「学び」のススメ」というリーフレットを小中学生、幼稚園児に配布し、本市の学校教育における子ども観・教育観を家庭と共有し、子どもの習慣づくりを推進している。

「さっぽろっ子「学び」のススメ」は、園や学校・家庭・地域が一体となって、子どものよさや可能性を認め、励まし、支える関わりを通して子どもの習慣づくりを進める指針となるものであり、札幌市学校教育の重点においても、学校と家庭・地域とをつなぐ取組として推進している。

[URL] さっぽろっ子「学び」のススメ

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/sidou/documents/r3_susume.pdf

[URL] 令和 4 年度札幌市学校教育の重点（概要版）

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/juten/documents/04_juten_gaiyo.pdf

(2) 家庭教育学級の開設

幼稚園・学校単位で、保護者等が集まる「家庭教育学級」を開設し、各学級において学習会や座談会等を年に数回企画・実施している。

(3) 親育ち応援団講演会の開催

著名な講師を招き、子育て世代の保護者等を対象とした講演会を開催。

なお、働く保護者が参加しやすいよう、平日の夜間及び土曜日に開催しているが、令和 3 年度はオンライン配信により実施した。

ア 平成 30 年度第 1 回

- ・演題：「親が笑えば子どもも笑う～聴くだけで子育てが楽しくなる話～」
- ・講師：原坂 一郎 氏（こどもコンサルタント）

イ 平成 30 年度第 2 回

- ・演題：「常勝チームに見る 育てる極意」
- ・講師：白井 一幸 氏（北海道日本ハムファイターズ元球団コーチ）

ウ 令和元年度第 1 回

- ・演題：「泣いて笑ってハラへって～腹も心も満たすでっかいパパの子育て論～」
- ・講師：森崎 博之 氏（TEAM NACS リーダー）

エ 令和元年度第 2 回

- ・演題：「考える力を育む子育て 次の一手を決める『挑戦する勇気』」
- ・講師：中倉 彰子 氏（女流棋士 株式会社いつつ代表取締役）

オ 令和 3 年度

- ・演題：「尾木ママの 教えちゃう！「家庭教育」の大切さ！」
- ・講師：尾木 直樹 氏（教育評論家・法政大学名誉教授）

(4) 親育ち応援団講座について

企業及び家庭教育学級の未開設幼稚園・学校に対する家庭教育に関する出前講座や、子育て支援事業と連携した講座を実施した。

ア 企業向け

- ・テーマ：「家族の笑顔を応援します～イライラしない子育て～」ほか
- ・講師：植木 祐子 氏（臨床発達心理士・保育コンサルタント）ほか

イ 園・学校向け

- ・テーマ：「子どもの可能性を引き出す魔法の会話」ほか
- ・講師：庄野 二郎 氏（オフィス J T L 代表）ほか

ウ 子育て支援との連携

- ・テーマ：「タッチケア（ベビーマッサージ）の実技と講話」ほか
- ・講師：橋本 慶子 氏（ロイヤルセラピスト協会認定講師）ほか

(5) 親育ち応援団BOOKの配布

子育ての悩みに対するアドバイス等をまとめた冊子「親育ち応援団BOOK」を、新小学1年生の保護者向けに作成し、各小学校で配布している。

[URL]親育ち応援団BOOK誌面

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/oyasodachi/documents/pdfsam_merge.pdf

(6) 親育ち応援団スライドの活用

日常の子育ての様子を描いた4コマ漫画を交えて家庭教育に関するポイントを紹介するスライド（DVD）を、小学校一日入学の待ち時間等を活用して放映している。

[URL]親育ち応援団スライド内容

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/oyasodachi/documents/suraido.pdf>

(7) その他 参考

[URL]文部科学省ホームページ「家庭教育ってなんだろう？」

<https://katei.mext.go.jp/contents1/index.html>

6 業務報告書等の提出について

受託者は、業務完了後速やかに業務完了届、業務報告書及び成果物を提出すること。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 業務報告書 2部
- (3) 成果物のデザインデータ等を取めたCD-R又はDVD-R等の記録媒体 2枚

※なお、成果物等のファイル形式は、PDF又はILLUSTRATORとする。また、記録媒体はWindowsパソコンに対応したものとする。

7 著作権について

- (1) 受託者は、納入した成果物について、受託者が有する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する著作権を、成果物の納入とともに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、又は使用してはならない。

- (2) 本業務において使用する写真、イラスト及び文字等が受託者以外の者の著作物である場合には、その著作物の使用について、著作者に説明しその承諾を得るなど必要な手続きを取り、著作者と委託者との間に著作権法上の紛争が生じないようにすること。

8 その他留意事項

- (1) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (2) 他の人・団体の権利を侵害しないよう十分留意すること。また、個人情報を取扱う場合は、札幌市個人情報保護条例を順守するとともに、その取扱いを厳重に行うこと。
- (3) 契約の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、本市が提供する資料等を第三者に提供したり、業務遂行目的以外に使用しないこと。
- (4) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (5) 本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (6) 契約の履行にあたっては、委託者と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、双方が協議をして、これを処理すること。

9 問い合わせ先

札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 S T V北2条ビル4階

電話：(011)211-3872 FAX：(011)211-3873 担当：榊山・釜石